

平成 2 7 年 度

生 駒 市 病 院 事 業 会 計 予 算 書

生 駒 市

議案第10号

平成27年度生駒市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度生駒市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数(許可) 一般病床 210床

(2) 主要な建設改良事業

ア 病院施設実施設計及び工事監理業務

イ 病院施設建築工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金にあてるため、一般会計から長期借入金3,576千円、生駒市北部地域整備促進基金から長期借入金92,396千円を借り入れる。

収 入

第1款 病院事業収益	11,983千円
第1項 医業収益	4,650千円
第2項 医業外収益	7,333千円

支 出

第1款 病院事業費用	408,108千円
第1項 医業費用	374,477千円
第2項 医業外費用	28,631千円
第3項 予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資本的収入	992,815千円
第1項 企業債	661,800千円
第2項 負担金交付金	83,591千円
第3項 他会計からの長期借入金	246,424千円
第4項 基金からの長期借入金	1,000千円

支 出

第1款 資本的支出	992,815千円
第1項 建設改良費	663,526千円
第2項 企業債償還金	328,289千円
第3項 予備費	1,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院建設事業	千円 661,800	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、661,800千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における各項間の流用

(2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 11,678千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、189千円である。

平成27年3月5日提出

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史